

## 医療と介護の連携に関する意見交換について

### 1. 目的

- 平成 30 年度は、6 年に一度の診療報酬及び介護報酬の同時改定になるとともに、医療介護総合確保方針、医療計画、介護保険事業（支援）計画、医療保険制度改革などの医療と介護に関わる関連制度の一体改革にとって大きな節目であることから、今後の医療及び介護サービスの提供体制の確保に向け様々な視点からの検討が重要となる。
- また、医療と介護を取り巻く現状としては、将来人口推計によれば、少子高齢社会により、医療・介護ニーズが増大する一方で、その支え手は減少が見込まれている。2025（平成 37）年に向けた医療・介護需要の地域差を伴う急速な増大に対応するための提供体制の整備に要する期間等を勘案すると、平成 30 年度の診療報酬及び介護報酬の同時改定は、2025 年までに大きく舵を切ることができる実質的に最後の機会であり、非常に重要な分水嶺である。
- さらに、2025 年以降を見据えると、人口減少や少子高齢化に伴い、医療・介護需要の更なる変動が見込まれるため、2025 年以降の中長期的な展望を踏まえた極めて難しい対応が迫られており、関係者が知恵を出し合い、あるべき医療・介護の提供体制を実現していくことが強く求められている。
- このため、中央社会保険医療協議会総会及び社会保障審議会介護給付費分科会において、診療報酬と介護報酬との連携・調整をより一層進める観点から、両会議の委員のうち、検討項目に主に関係する委員で意見交換を行う場を設けることとされた。
- 以上のような背景を踏まえ、中央社会保険医療協議会総会及び社会保障審議会介護給付費分科会がそれぞれ具体的な検討に入る前に、診療報酬と介護報酬の両方で評価されている項目に関する現状や課題を明確化するため、以下のテーマ・課題（案）に主に関わる委員にて意見交換を行う。

### 2. テーマ・課題（案）

- 医療と介護の連携に関する主な検討項目としては、中央社会保険医療協議会総会において、介護施設において提供される医療、居宅等において提供される介護サービスと在宅医療、リハビリテーション、入退院時の調整等の検討課題が挙げられている。

- 医療と介護のサービス提供において連携が特に求められる局面として、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つのフェーズがあるが、それぞれのフェーズで、医療と介護を連携させる必要があり、今回の意見交換では、主に以下のようなテーマ・課題を取り上げる。

#### (1) 看取り (④)

- ・ 医療機関、介護施設、居宅等における看取りと医療・介護サービス提供の在り方
- ・ 要介護被保険者等の状態やニーズに応じた、医療・介護サービスの供給の範囲

#### (2) 訪問看護 (①、②、③、④)

- ・ 医療機関から在宅への円滑な移行支援に係る訪問看護の提供体制
- ・ 在宅での療養生活を送るための訪問看護の24時間対応や急変時対応
- ・ 訪問看護における医療職と介護職との連携

#### (3) リハビリテーション (①、②)

- ・ 医療と介護による継続的なリハビリテーションの提供の在り方
- ・ リハビリテーションにおける医師の指示や実施計画等の在り方

#### (4) 関係者・関係機関の調整・連携 (①、②、③、④)

- ・ 入退院時、日常療養時及び急変時等における、医療機関と居宅介護支援事業所等の医療・介護を含めたサービス提供者間の連携の在り方

### 3. 日程とテーマ・課題

第1回 3月22日(水) テーマ(1)、(2)

第2回 4月19日(水) テーマ(3)、(4)

### 4. 会議の運営

- (1) 会議は、老健局と保険局の共同事務局による会議とする。
- (2) 事務局は、老健局老人保健課及び保険局医療課にて行う。
- (3) 会議の議事は原則公開とする。
- (4) 会議で出された課題や意見は、中央社会保険医療協議会総会及び社会保障審議会介護給付費分科会に事務局より報告する。